お知らせ News

高齢者向け福祉サービスの 申請が始まります

●本庁舎高齢福祉課 内2722

高齢者を対象とした次のサービスを受けるためには、 毎年申請が必要です。4月1日例から令和2年度分の

申請を受け付けますので、本庁舎 高齢福祉課または各庁舎地域振興 課で手続きしてください。



	高齢者サービス	内 容	対 象	申請に必要なもの
	はり・きゅう・マッサージ等 施術費助成事業	1回につき1,000円の助成 券を年間6枚交付	①70歳以上の方 ②65歳以上で、身体障がい 者手帳 1・2級の交付を 受けている方	申請書・本人確認ができる もの(健康保険証・身体障 がい者手帳など)
	要介護高齢者巡回 理・美容券交付事業	理・美容師による訪問散髪 の助成券 (1枚2,500円) を年間5枚交付	65歳以上で、要介護 4・5 の認定を受けた在宅の方	申請書・印鑑・介護保険被保険者証
	在宅高齢者介護用品支給事業	紙おむつなどの介護用品と引き換えできるサービス券を月5,000円を限度に交付	市民税非課税世帯に属する 要介護 4・5の認定を受け た65歳以上の高齢者を、在 宅で介護している家族の方	申請書・印鑑・介護保険被保険者証
	在宅高齢者紙おむつ用ごみ袋 支給事業	紙おむつ用燃えるごみの指 定袋(小袋)と引き換えで きる支給券(2か月分で20 枚)を交付	在宅高齢者介護用品支給事業を利用している方	※昨年1月1日時点で本市 に住所がなかった方は、個 人番号が分かるもの

※申請書は、本庁舎高齢福祉課・各庁舎地域振興課にあります。



市職員採用試験

●本庁舎総務課 内2315

《令和2年7月1日採用》

- 職種・採用予定人員 土木 2 人程度
- ●試験日 5月10日(日)および11日(月)
- ●申込受付期間 4月10日⊜まで

《令和2年8月1日採用》

- ■職種・採用予定人員 行政事務3人程度、保健師1人程度
- 第1次試験日 5月10日(□)
- ●申込受付期間 4月10日金まで

※受験資格など詳しくは、市ホームページ または受験案内をご覧ください。



お知らせ News

介護支援

いきいき長寿ポイントの 手続きをお願いします

●市社会福祉協議会☎221159

令和元年度中にたまったスタンプの「ポイント付与」および付与されたポイントを換金する「活用の申し出」の受け付けを4月から行います。いきいき長寿ポイント事業に登録している方は、忘れずに手続きしてください。

- 受付期間 4月1日(水)~5月29日(金) ※平日のみ 午前8時30分~午後5時15分
- 受付場所 市社会福祉協議会 (北中川原)
- 申込方法

いきいき長寿ポイント手帳・印鑑・振込先の通帳 を持参のうえ、手続きしてください。



もうお済みですか? 自動車・軽自動車の変更手続き

圖本庁舎税務課 内2127·2128·2129

自動車税・軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日 現在の車検証に登録されている内容で課税されます。 使用していない、住所が変わった、他人に譲渡した など、登録内容に変更が生じた場合は、3月末までに 必ず所定の手続きをしてください。

手続きをしないと、令和 2 年度分も 今年度と同様に課税されるので注意 しましょう!



区分	自動車税【県税】	軽自動車税(種別割)【市税】		
分類		◆251cc以上のバイク を所有している方	◆126cc以上250cc以下のバイク◆軽自動車を所有している方	◆原動機付き自転車 ◆125cc以下のバイク ◆小型特殊自動車 を所有している方
注意事項	※納税通知書は5月上旬 に発送予定です。 ※被災された方は、減免 等の対象になる場合が あります。	※軽自動車税(種別割)には月割課税はありません。 4月2日以降に名義変更しても1年分の軽自動車税(種別割)が課税: ※納税通知書は5月中旬に発送予定です。		別割)が課税されます。
移転・抹消 登録などの 窓口	福島運輸支局登録部門 ☎050-5540-2015 白河自家用自動車協会 ☎33850	福島運輸支局登録部門 ☎050-5540-2015 白河自家用自動車協会 ☎33850	軽自動車検査協会《軽自動車》 ☎050-3816-1837 県軽自動車協会《バイク》 ☎024-546-2577 白河自家用自動車協会 ☎33850	本庁舎税務課 内2121・2125 各庁舎地域振興課 表郷☎②2111 大信☎⑩2113 東 ☎③2112
問い合わせ先	県南地方振興局県税部 課税第二チーム ☎②1519			

お知らせ News

ごみの適正な分別と排出

●本庁舎環境保全課 内2165

ごみ集積所は、利用する地域単位での管理となっており、違反ごみが出されると、管理をする方に多大な迷惑が掛かります。違反ごみをなくし、市民の皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、環境保全のためにも、ごみの適正な「分別」と「排出」にご協力をお願いします。

《ごみの出し方》

ごみは指定袋に入れて収集日の午前8時30分までに、指定の集積所に出してください。

粗大ごみは、クリーンセンターに自己搬入または戸 別収集により処分してください。

《集積所に出せないごみ》

法律で、次のごみは集積所に出すことができません (細かく砕いても回収できません)。それぞれの処分 方法に従い、正しく処分してください。

- ・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機 処分にはリサイクル券が必要となります。郵便局でリサイクル券を購入のうえ、自己搬入または戸別収集により処分してください。
- ●農薬の空容器

家庭菜園やガーデニングなどで使用した農薬の空容器は、本庁舎環境保全課または各庁舎地域振興課で無料回収しています。キャップや容器をしっかりと洗浄したうえで、持参してください。

《令和2年度ごみ収集カレンダー》

ごみの収集日や分別方法が分かるカレンダーは、町内会を通じて各家庭へ配布しています。また、市ホームページに掲載しているほか、本庁舎環境保全課・各庁舎地域振興課にもあります。

7 広報しらかわ 2020. 3 (R2) 広報しらかわ 2020. 3 (R2)